

広島市告示第 388 号

令和 8 年 8 月 21 日

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第 15 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市南区大州三丁目 328 番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物